

県外の医療機関等で、妊婦一般・産婦健康診査、 乳児健康診査（1 か月児健康診査）を受診する方へ

里帰り出産などにより長野県外の医療機関等で受診した妊婦・産婦・乳児健康診査（1 か月児健康診査）費用を、村で発行した受診票に記載されている金額を上限として補助しています。健診の内容によっては補助対象とならない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

産婦・乳児健康診査（1 か月児健康診査）を受診する場合は、村で発行した受診票と別添の長野県外の医療機関等の長宛の「産婦健康診査・1 か月児健康診査について」のお願い」を医療機関等にお渡しください。

補助申請については下記のとおりです。

○ 補助対象者（次の全てに該当する方）

- ① 妊婦・産婦・乳児健康診査（1 か月児健康診査）の受診日及び補助金の交付申請日において村に住所を有する方
- ② 村で発行した、妊婦健康診査受診票による妊婦健康診査、産婦健康診査受診票による産婦健康診査又は1 か月児健康診査受診票による1 か月児健康診査を長野県外（国内に限る）の医療機関又は助産所で受診した方

○ 補助金の申請方法

長野県外の医療機関や助産院で健診費用を立て替えていただき、健診の最終受診日から6か月以内にこども課母子保健係へ下記の書類を提出してください。

- ① 健康診査費用補助金交付申請書
- ② 健康診査費用補助金交付請求書
- ③ 長野県外で妊婦・産婦・乳児健康診査（1 か月児健康診査）を受けた際の領収書と明細書
※ 明細書がない場合には、領収書のみを提出してください。
- ④ 村から発行された妊婦一般健康診査受診票（未使用のもの）、産婦健康診査受診票・1 か月児健康診査受診票（受診結果が記載されているもの、若しくは医療機関等の任意の健診結果様式）
- ⑤ 補助金振込先の口座番号等がわかるもの（申請者ご本人名義のもの）
- ⑥ 母子健康手帳または母子健康手帳の妊婦健診、産婦健診、乳児（1 か月児）健診記録があるページの写し



【問い合わせ先】

南箕輪村役場 こども課 母子保健係
電話：0265-98-8310